



社会福祉法人 村 山 苑

村山苑だより



「ケアの行方」

ハトホーム 施設長 島 山 千 春



アービング・ゴッフマンは「アサイラム」(石黒毅訳一九八四年)で、社会的交流をなくし、閉鎖的で管理された日常生活を強いられることで利用者は没個性化し、尊厳や人間としての権利すら奪われる、そうした場所を「全制的施設」と言った。

麻痺や認知症になったとしても、自己決定や自己表現によって尊厳を持ち続ける豊かな老いを意味する言葉として、エンリッチ・エイジングという概念がある。

施設職員として働き始めた頃に違和感を覚えたことが当たり前に見えてくる。皆と同じ仕事の進め方に染まることで、何のためらいもなくなっていく。例えば、「利用者の意志に関係なく、職員の都合や仕事のしやすさで判断するのはおかしい」と思ったが、慣れてくると「手が足りないから仕方ないよ」に変わってしまう。さらに年月が経ち、誰か外部の人などに「流れ作業的介護は見直すべき」と指摘されると、「何も事情が分らないくせに」と反発したくなる。管理的ケアを続けていると何の疑問も抱かなくなる。こうした状況から脱却し、「脱アサイラム化」を押し進めていくためには「利用者の声に耳を傾ける」という原則に立ち返ることである。利用者の意志や願いに応じた支援と様々な生活の場面で選択肢を増やすこと。そして、認知症高齢者のエンリッチ・エイジングの達成は、支援する職員にも大きな変化をもたらす。なぜなら、ケアはケアされる人にも大切なものではなく、ケアする側にとつても大切だからだ。ミルトン・メイヤロフは「私は、自分自身を実現するために相手の成長を助けること、そのことによつてこそ私は自分自身を実現するのである」「ケアの本質」田村真・向野宣之訳 一九八七年」と述べている。

今回の介護報酬改定は専門性の高いケアを加算で優遇することを鮮明にし、加算が取得できない事業者は経営に行き詰る恐れがある。その意味で国は私たちに発想の転換を迫り、ケアの方向性を示したのではないかと、私は受け止めている。

特定相談支援事業所開設

村山苑障害者計画相談支援室(きせき)

管理者 芦崎 康彦

四月一日、新たな事業として「村山苑障害者計画相談支援室(きせき)」をスタートさせました。この事業の開設に向け、関係諸機関の皆様をはじめ、多くの方々のご協力、ご助言、ご指導を賜り有難うございました。

この事業の発足のきっかけは、障害者の方々が、障害福祉サービスの利用を図る上で必要になる「サービス等利用計画案」の作成が、東村山市として市内の障害者の方の計画相談実績が昨年の四月時点で五割に達していないことがあり、東村山市より依頼されたことにあります。障害福祉サービス事業を経営している法人として、地域の中で福祉サービスを必要としている障害者の方々に必要なサービスを受けられるように取組むことが地域貢献にも繋がると考え開設することにしました。

今回の障害福祉サービスの報酬改定の内容からも、地域の中での障害者の生活支援の充実が挙げられています。障害を持たれた方が、地域の一員として生きていくた

めにも、その方の心身の状況、置かれている環境、サービス利用に関する意向等をしつかりと受け止めた「サービス等利用計画案」の作成がとても大切になります。私達、一人一人の生き方があるように、その方が歩んできた道、これから歩もうとしている道標としての軌跡を残すことができるように。また、あきらめていた事や無理と思われていることが可能となる等の奇跡を起こせるようにとの願いを込めて、事業所の名称を「(きせき)」としました。まだ、産声を上げたばかりですが、皆様のお力をお借りしながら、一歩一歩、確実に歩を進めていき、いつか振り返った時、そこには地域に根差した相談支援室としての軌跡が残せるように取組んでいきたいと思えます。どうぞ宜しくお願い致します。

村山苑障害者計画相談支援室

(きせき)

電話 〇四二(三〇六)〇八七四
FAX 〇四二(三〇六)〇八七五



「むらやまえん生活相談所」 これまでとこれから

むらやまえん生活相談所(さつき荘)

責任者 本間 克也

むらやまえん生活相談所は、村山苑が地域貢献の実践を目的に、平成二十五年十二月一日に開設しました。この事業は、既存の制度にはないものため、公的な資金を受けることなく、村山苑が独自の力で運営するもので、制度の制約を受けることなく活動できるものです。そして、その活動は、生活上の問題を抱えている人々を対象とし、相談を受ける中で、その問題の解決に最も適した制度やサービスに繋げて行く支援を行っています。

開設前の段階から、行政機関はもとより、関係各機関や地域に対して、広報活動を行って来ましたが、やはり当初は、なかなか反応が得られませんでした。しかし、徐々に行政機関や関係各機関を通しての相談が入るようになり、現在は、人伝で聞いたパンフレットを見た法人のホームページで見た等からの相談も入ってくるようになって来ています。

相談の内容は、やはり経済的な問題が多く、全体の約半数を占めています。次に障害に関するもの、高齢に関するもの、ひきこもり、家族関係の順になっていますが、その中で複数の問

題を抱えている方が、全体の三分の一を占めています。これらは、制度の制約を受けない、この事業の必要性と存在意義を示すものです。また、これらの相談内容の中で、ひきこもりの問題は、繋げる支援先が非常に少ない上に、年齢や費用に制限があるため、適したサービスに繋がらない現状があります。今後、この問題は増加して行くことは明らかですが、この問題に対応する社会資源があまりにも乏しいと言う現実に対し、新たなサービスの構築も視野に入れた検討が必要と感じています。

また、この事業の有用性を考え、村山苑だけに止めるのではなく、他の法人や地域にも広げていくことも目指しています。そのため、数々の会合の要請に対し積極的に参加し、事業立ち上げまでの経緯経過の詳しい報告や、事業内容の説明・事例の報告を行い、より多くの事業者に関心を持っていただくための活動にも力を入れて来ました。その結果として、いくつかの法人が、この事業の実施に向け、動き出しています。

今後も、生活上の問題を抱え困っている人々への支援を行う事はもとより、この事業の啓蒙活動を引き続き行うことで、これからの福祉の中核を担う地域福祉の拡充に寄与して行きたいと考えております。今後もこの活動にご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

平成二十六年 度
村山苑 テーマ別研修会を実施して

村山苑 研修委員 佐久間文子



平成二十六年年度の職員研修会は、大きな柱『リスクマネージメント』として、第一回目を十一月十四日(金)に「ひやりハット」に学ぶ高品質なサービズ・第二回目を二月三十日(金)に「事故・ひやりハット事例を通して多層的に原因を考える」をテーマに午後一時半より四

時半まで、村山荘の訓練棟二階集会室において実施致しました。それぞれ各施設より中堅職員五〇名の参加がありました。

第一回目の冒頭に理事長は挨拶の中で、事故は「個人の問題ではなく組織の問題」だと話されました。その後、講師の目白大学の荏原順子先生より「リスクとは何か」、「ひやりハット報告書」と「事故報告書の活用」、「KYTとは、危険を察知する能力を高めるトレーニングであり、想像することが大切だ」と、ご講義いただきました。リスクマネージメントを効果的に行うその取り組みとして、事故事例やひやりハット事例を収集して、分析要因の検証、改善案の立案、そして改善策の実施結果の評価、必要に応じた取り組みの見直し等、PDCAサイクルを繰り返すことが大事であると説明していただきました。また、この取り組みは、「すべての職員」がチームで取り組むことによつて、個人の責任にしないこと、事故の原因はひとつではなく、たく

さんの原因が絡み合つて起きることがある。と現場で役立つ内容のお話でした。

講義のあと、グループで実際の写真を使いKYT訓練を行いました。それぞれ見る人、施設の違いなどで危険と感じるところが異なり、一枚の写真からたくさん危険個所が出てきて、活発な意見交換ができました。

第二回目は、各施設から事例発表をしていただいて、参加者の皆さんと考え、意見交換した成果を各施設にフィードバックしてもらうことを目的としました。各施設で起こったことを情報共有して、意見交換すると違った角度から見えてくるものがあり、色々な考えがあることがわかり、各施設にはなかった新たな発見ができたと思います。

研修後のアンケートでは、

- ・ KYT訓練を行い、今まで何気なく気にならなかったことも、静止した写真の中には危険だと思ふところがたくさん見つけられた。
- ・ ひやりハットの重要性を改めて感じた。
- ・ 常に危険を予知して働くこと、自分と他の人とは思考や感じ方の違いに気付いた。

- ・ 他の施設の発表が聞けて良かった。
- ・ 時間が短かった。もう少しグループワークが出来たら良かった。

と、他にもたくさん意見が聞かれ、皆さん有意義な研修になりました。

法人の研修は他に、新人研修・新人フォローアップ研修を行いました。フォローアップは二年目の方たちが、今職場で気になることや働いてみてどうだったのか等、意見交換の研修として行いました。



平成二十七年 度

事業計画

先ず、村山苑の基本理念と、基本理念に基づく法人内各施設の基本方針の周知徹底を挙げておきたい。

現在、社会福祉法人改革が進められている。昨年八月に設置された「社会保障審議会福祉部会」において急ピッチで議論がなされ、今、開催されている通常国会に社会福祉法、社会福祉士・介護福祉士法及び社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正案が提出されるようである。しかし、改正案の内容の詳細については、現時点では把握していない。予測できることは、社会福祉法人改革の方向性として、法人運営におけるガバナンス（経営組織）の強化、法人運営における透明性の確保、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、地域における公益的な活動、適切かつ効果的な行政の関与、そして職員処遇の改善等が挙げられているの

で、この中で、急ぎ改正の必要性の高い項目から順次法制化されるのでは、と预料されることである。社会福祉法人の現状の背景にあるのは、大きく変化した経営環境にあると思われる。例えば、公的給付額の拡大、措置から契約への制合、規制改革・イコールフットイング論、財政的な制約の増大（補助金の見直し、介護報酬減額改訂）などである。特に、規制改革・イコールフットイング論は社会福祉法人の経営環境に大きな影響を及ぼしている。国の財政逼迫を背景に聖域のない制度改革・予算措置があらゆる分野で断行されようとしている。当然、社会福祉分野もその中にあることは、前段の記述のとおりである。高齢・障害関係では介護・障害報酬の減額改定、保育関係では子ども・子育て制度の施行、そして生活保護関係においては生活困窮

者自立支援法の施行や生活保護制度の見直しが予定されている。

村山苑は四種別の施設を経営していることから、各施設の今後の経営方針・計画を明らかにしなければならぬ。先ず、介護・障害者施設は報酬の改定に伴い、今後、三年間の収支状況を厳しくチェックし、収支バランスのとれる経営方針を立てなければならぬ。保育所は制度施行に伴って予測される諸問題を把握して今後の経営方針に反映させ、生活保護施設は行動指針と自立支援法への取り組みを推進しなければならない。

〔1〕法人体制及び

各施設共通事業

社会福祉法人改革が進められることから、昨年度より、法人本部体制の整備・強化を計画していたが、人員配置上の観点から計画を実行することができないでいる。今年度は社会福祉法が改正され、法人経営組織（役員・評議員の位

置付け、財務監査等）の在り方、地域公益活動の義務化等が現実のものとなる可能性が非常に高い。これに対応するためには、法人本部の体制の見直しは必須である。整備には各施設の協力が必要であることから、今年度は各施設の事務部門の再点検整理を行い、法人本部で一括して処理できるものは本部に集中し、職員も併せて配置すれば事務効率を上げることができ、その余力を以て、法人本部長務に取り組むことができるのではと考えている。また、昨年度に引き続き、法人内職員研修会、職員会議等を通じ、利用者虐待の防止、リスクマネジメント、苦情対応、メンタルヘルスケア、福祉サービス第三者評価受審などに積極的に取り組み、福祉サービスの質の向上を図り、利用者確保につなげていきたい。中でも、利用者の虐待については、利用者の尊厳に大きな影響を及ぼすため、防止策を講じ積極的に取り組みたい。

その他、社会福祉を取り巻く環



境を慎重に見極め、地域に対して社会福祉法人の存在意義を明らかにしていかなければならない。それには、経済環境等への認識を深めて施設経営の安定化を図り、地域の様々な福祉需要に、迅速、かつ、丁寧に対応していくことで、セーフティネット機能の役割を果たし、地域の社会資源として地域社会に貢献したいと考えている。既設の「生活相談所事業」を地域社会に定着させるため、今年度も宣伝に力を入れ、法人が取り組む事業内容の周知を図り、法人内各施設職員の協力を得て生活困窮者支援に取り組みたい。そして、これまで以上に地域との関係を発展させ

て信頼関係を築き、法人全体の事業の円滑化を図りたいと考える。

最後に、法人施設の重要課題として、まず、事業の安定的継続、そして職員確保と定着・育成計画、及び法人施設の中長期計画の策定を挙げておきたい。

【2】介護保険事業

介護保険制度は想定を超えて増加する高齢者を背景に、制度発足から十五年が経過し大幅な制度の見直しと新たな介護報酬の改定が行われた。改定の背景には、介護費が介護保険制度発足時の三倍(約十兆円)に膨れ、今後、団塊の世代が七十五歳以上になる平成三十七年度には二十一兆円になるとの見通しがある。介護職員も三十万人不足するといわれている。

今回の介護報酬改定は、国の方針である「施設から在宅へ」に大きく関係していると思われる。予想以上の介護費の増加、介護職員の不足(解決には確保・育成・定着を

図る必要)などを考えると明らかである。平成二十七年四月の介護報酬改定では平均単価が二二七パーセント引き下げられる。特養は、今回の改定で基本料が軒並み減額になるのは利益率が高く、経営に余裕があるとの判断であるが、六パーセントの大幅な減額は

物価や人件費が地方に比べて高い都市部の施設には非常に厳しい内容である。しかし、「施設から在宅へ」を考えると領けないこともない。平成二十七年から特養の新規入所者を要介護度三以上の重度者に限定するとし、このことで、入居待ちは五十二万人に増加するが、これを施設の増加ですべて対応せず、高齢者や家族が安心できる在宅介護の体制を作り、介護の必要度が低い軽度者は在宅で支援を受ける仕組みの充実を図るとしているからである。それにしても、介護報酬の削減は人材確保にも大きな影響を与える。介護報酬全体では減額改定しながら、一方で、介護職員の給与を引き上げる

資金として「介護職員処遇改善加算」が増額になっている。果たして実現することができただろうか、人材確保が一層困難になったと思えてならない。

厚生労働省は、平成二十五年度の高齢者への虐待件数が一万五千九百五十二件(前年度比四パーセント増)であったと発表した。介護事業所職員による虐待は二百二十一件(四十三パーセント増)で過去最多であったとしている。虐待が起きた施設は特別養護老人ホーム(三十一パーセント)が最も多く、また、虐待の種類(複数回答)は、身体的虐待(六十四パーセント)、心理的虐待(三十三パーセント)が多く、虐待が発生した理由については、「教育などに関する問題」が六十六パーセントと最も多く、「職員のストレスの問題」(二十六パーセント)、「組織風土や職員間の関係性の悪さ」が十三パーセントだったとのことである。厚生労働省は虐待が増加している傾向について、市町村の相談・通報

受付体制が整ってきたことや、意識の高い施設職員が増えて虐待に気付くようになったことなどを挙げています。今後の対策として、都道府県に対し①施設職員への研修、②地域住民への啓発、③介護保険サービスの適切な利用などを求める通知を出し、防止に繋げようとしている。

法人の介護保険事業は、平成二十七年の新たなサービス事業として、東村山市からシルバーピアのLSA(ライフサポートアドバイザー)を受託した。在宅高齢者の相談活動を通して高齢者の方たちが様々な社会資源を活用し、地域生活を継続できるよう支援体制を整えていきたい。

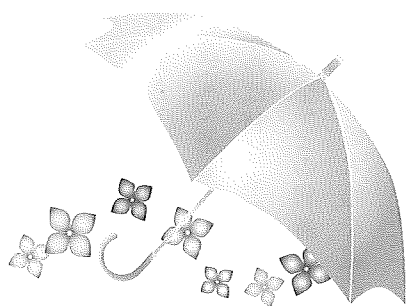
介護保険事業が厳しさを増す中、現実在宅生活を継続していくことの困難さに直面している多くの在宅サービス利用者の信頼と施設入所希望者のニーズに応え、事業の継続、発展こそが社会的使命であると自覚し、着実に取り組んでいきたい。

【3】生活保護施設事業

救護施設は、地域社会におけるセーフティネット施設であることを再確認し、利用者の地域生活移行支援の強化と、他種別施設への積極的な移管に取り組み、利用者の次の生活拠点の確保に努め、そして、幅広い年齢層の障害者やDV被害者等を新たに受け入れ、地域生活への移行支援が求められるのである。また、「生活困窮者自立支援法」が四月から施行される。厚生労働省のこれまでの説明の中から、社会福祉法人・施設の機能として、「中間的就労の場の提供」などについて、大きな期待が寄せられていることを察知することができる。全国救護施設協議会が示す「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に併せて、各救護施設がどこまで取り組むことができるのか問われる。

救護施設村山荘とさつき荘は、現在、利用者に対する支援とし

て、全国救護施設協議会が示している「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に基づき、服薬、通院等への自立支援、入所中の居宅生活訓練事業、地域生活移行後の通所・訪問事業、地域生活が一時的に困難に陥った場合の短期入所事業などに取り組んでいる。今年度は救護施設が循環型施設であることを認識し、利用者に対して地域移行や他種別施設への移管を勧め、新たな入所者を受け入れるセーフティネット機能を発揮しつつ、生活困窮者自立支援法の「中間的就労の場の提供」などについても検討しなければならない。また、生活困窮者が必要な時に必



要なサービスを受けられるよう、「むらやまえん生活相談所」と連携し、生活困窮者支援に積極的に取り組んでいく。

【4】保育事業

保育所の待機児童解消と、全ての子育て家庭へのサポート強化を目指す「子ども・子育て支援新制度」が、本年四月より本格実施となる。保育サービスへの財政支援を強化して保育の受け皿を広げるほか、幼稚園と保育所を一体化した「認定こども園」の普及も目指すとしている。既に、新制度の本格実施を間近に控え、認証保育所の認可保育所へ移行、小規模保育事業所への株式会社・NPOの参入など、子ども・子育てをめぐる環境は大きな変化を見せてきている。新制度では、自治体が認可した保育施設に対し、事故の発生や再発防止措置、事故発生時の市町村への連絡などを初めて義務付けている。保育所での死亡事故が増えて

いる。厚生労働省の調査によれば、

平成二十五年度は十九件で、過去最多を記録したとのこと、内訳は認可保育所が四件、認可外保育所が十五件とのことである。また、子どもに対する虐待も深刻な状況にある。平成二十五年度の虐待相談件数は約七万三千件、いじめの認知件数は約十八万五千件に上るといわれている。保育所の使命として、事故・虐待防止に取り組みなければならない。

このような、大きな制度の転換期を迎え、村山苑保育三園は改めて法人基本理念・施設の基本方針を確認・共有することを通して、時代が要請する新たなニーズにしっかりと向き合っていくことが強く求められている。



【5】障害福祉サービス事業

今年度は障害福祉サービス等報酬についても改定の年である。厚生労働省から示された障害福祉サービス等報酬改定案の内容を見ると重度者に厚く、地域生活支援を重視したものとなっている。また、今回の改定は前回、前々回の増額改定に対し福祉・介護職員の処遇改善、物価の動向、障害福祉事業者の経営状況等を踏まえプラスマイナス0%の改定率であるが、各種加算を新設や見直しするなどの措置を講じている。

村山苑の実施する障害福祉サービス事業に関連する主な改定項目としては次の四項目を挙げることができる。①就労移行後の定着実績の評価、②工賃向上に向けた取組の推進、③計画相談支援の強化、④地域区分の見直しである。③計画相談支援の強化については、今年度より法人として新たな事業として開設する「村山苑 障害者計画相談支援室(きせき)」において実

施し、地域で暮らす障害者個々のニーズに合わせた質の高いサービスの利用計画案を作成することにより、就労支援等の障害福祉サービスに繋げていきたい。

平成二十五年度に全国の自治体に障害者への虐待に関する相談・通報が七千二百二十三件あり、うち二千二百八十件が虐待と判断された。厚生労働省が初めて実施した通年調査で明らかになった。虐待の加害者は八割近くが家族等によるものであり、被害を受けた障害者は二千六百五十九人で、三人が死亡している。福祉施設職員による虐待は二百六十三件(十二パーセント)、被害者は四五五人で、二人が死亡している。虐待の種類(複数回答)は、家族等によるものでは身体的虐待が六十三・三パーセント、と最も多く、心理的虐待三十一・六パーセント、経済的虐待三十五・五%である。施設職員による虐待でも身体的虐待が五十六・三パーセントと最多であり、性的虐待も十一・四パーセントと

目立っている。また、虐待を受けた人の多くは知的障害者で、意思表示が難しい障害者が被害を受けやすい実態も明らかとなっている。虐待の防止策として、専門家は「事業者(施設)は、虐待は起きるかもしれないという発想を常に持ち、職員への目配りや関連する研修を実施して育成を図ることが必要である。特に、意思の疎通が難しい知的障害者や行動障害を持つ人は、支援者(職員)のストレスや知識、技術不足から、虐待のリスクが高まる。専門家を講師とする研修会等を随時開催し、また、職員が他の職員の行動をチェックする体制作りが求められる。」と述べている。



勤続二十五年を迎えて

福祉事業センター

施設長 若崎康彦

昭和五十四年に村山苑に入職し、何も知らない私を導いて下さった諸先輩方、職員の皆様に改めてこの場をお借りし感謝申し上げます。

大学を卒業した私は、福祉事業センターの職業指導員として時計の修理を行う現場を任せられました。福祉大学を出た私にとつては、解らない事ばかりでしたが、その時に私を一番助けてくれたのは利用者の方々でした。入職したての頃は、「利用者のために」との考えが前面にありましたが、利用者からいろいろ教わる中で「ために」ではなく「ともに」行うことが大事であることを教わり、この事が今の私の原点となっています。また、法人並びに関係者の方が通常の業務以外で、障害者スポーツ（身障者国体・パラリンピック等）活動への理解、チャレンジする機会を設けて頂いたことで大きな財産を得ることが出来ました。これからも、村山苑を利用して居られる利用者の方々が「笑顔で居られること」、職員の方々の「やりがいのある職場環境」求めて、皆様とともに取組んでいきますので、どうぞ宜しくお願い致します。

勤続三十年を迎えて

村山荘

介護職員 江川香代子

村山荘に就職する前、専業主婦で仕事をすることが無かった私は、福祉施設はもちろん介護施設についても良く分からないまま就職しました。子供二人を抱えて生活して行かなければならず、母の勧めもあって面接に挑みましたが、当時の高山理事長の「良いのではないの」の一言でめでたく就職することができました。

施設に就職して、たくさんの利用者や職員と出会い、辛いことや楽しいことなど色々な意味で人生の勉強をさせていただき自分自身強くなったと思います。利用者の方々の生活を支援する中で、人はそれぞれ考え方も生活歴も異なり、自分の考えを押し付けてはいけないことを学びました。

三十年間と言うと、とても長く聞こえますが、あつという間に過ぎた気がします。周りの皆さんに支えられてこれまで勤めることができ感謝しております。これからは初心を忘れず、利用者一人一人の個性を把握し集団の中で円滑に生活できるように援助していきます。また、次なる生活につなげることでできるよう専門職としてスキルアップに勤しみ、人にやさしく笑顔で接する事の出来る職員でいたいと思えます。

勤続二十五年を迎えて

つばみ保育園

保育士 芳賀真由美

ふじみ保育園で二十年。つばみ保育園で五年。初めて道に迷いながら、村山苑に来た日から二十五年が経ちました。長いようだけれど、あつという間だった二十五年。振り返るといつの日も私のそばには、子どもたちの笑顔がありました。真つすぐ前を見つめ、悲しい時、悔しい時には思い切り涙し、楽しい時には溢れんばかりの笑顔を見せてくれる子どもたち。悩んだり落ち込んだりしながらも保育士という仕事を二十五年も続けて来られたのは、勇気と元気を子どもたちから分けてもらっていたおかげです。

また、保護者の方々、職場の仲間たちにも支えられて来ました。たくさん人の時間を共にし、たくさん語り合ってきた人たち。信頼できる人たちがいたからこそ、同じ場所で働き続けることができた。そう強く感じています。

人は、たくさんの人たちに支えられて生きています。だから、人の中でこそ自分らしく生きて行ける。そして「育つ」ということに関わる保育という仕事はとても素敵な仕事。そんなことを二十五年間、教えてもらってきた気がします。私の周りにもたくさん人がいます。その、たくさんの人たちに感謝しながらこれから先も一歩

勤続二十年を迎えて

ふじみ保育園

主任保育士 伊藤 悦子

毎日通る保育園までの道。周りの風景はずいぶん時と共に変化を見せ、今では「以前はここに何があったかしら。」と思うこともあるほど。ただ気持ちに余裕がないときは、周りに目も気持も向けられない日々があることもあり、「だめだなあ」と反省することは今でもあります。

そんな中、毎年春になると周りの木々はまだ蕾なのに、「足先に花を咲かせる一本の桜の木があり、年度末と新年度準備が同時進行するあわただし春三月、その姿を目にする」と「さあ春、がんばろう。」という気持ちになるのでした。そしてその春を気がつけば二十回以上も迎えていました。

ふじみ保育園と出会い、ここまで勤めてこられたのは二十年の間に出会い、共に時間を過してきた多くの仲間を支えと、時に背中を押してくれた力があつたからこそ。感謝せずにはいられません。そしてどんな時も笑顔と小さな手の温もりで、私に元氣と笑顔を取り戻させてくれるたくさんの子どもたちがいてくれることが、今もこれからも変

わることはないでしょう。目の前にいる子どもたちに、この世に先に生まれてきた人として、何を、どう伝えて行けるのか。これからも日々、自分自身に問いかけながら過ごして行けたらと思います。

勤続十年を迎えて

ハトホーム

介護職員 吉池まゆみ

私は、平成九年から非常勤職員として勤務させていただきました。平成十六年から正職員となり、十年が経ちました。正職員になった時、長男が小学生、長女三歳でした。まだ職員には早いかないと思いましたが、先輩寮母さんから、「子どもはいつまでも小さいままじゃないから」との言葉をいただいたり、「頑張っている姿は誰かがちゃんと見ていてくれるから」との言葉に励まされて、なんとか十年を迎えることができました。

十年の間に、何もできない私に、副主任という大役をやらせていただいたりと、大変な時期もありました。でも、この大役も周りにいるスタッフに助けられ、頑張れたのだと思います。

まだまだ勉強しなくてはならないこともたくさんありますが、一緒にいるスタッフに助けられながら頑張ればと思います。

永年勤続表彰者

永年勤続表彰をお受けになった皆様、おめでとうございます。

長年に渡り利用者サービスの向上に向けて取組んで頂き有難うございます。また、今後の活躍にも期待をしております。

勤続三十五年 さつき荘 兼平芳和
福祉事業センター 芦崎康彦

勤続三十年 村山荘 手塚真一
村山荘 江川香代子

勤続二十五年 ハトホーム 岡野雅和
ハトホーム 馬場清亮
ハトホーム 佐藤恵美
福祉事業センター 吉成晋二
つぼみ保育園 芳賀真由美
ふじみ保育園 佐藤美香
ふじみ保育園 川島みどり
ほんちよう ケアセンター 森田孝

勤続二十年 村山荘 勝本剛司
村山荘 川端八重子
さつき荘 田島博志
さつき荘 早川貴弘
ふじみ保育園 伊藤悦子

勤続十年 村山荘 小平レイ子
さつき荘 大坂友美
さつき荘 服部洋子
ハトホーム 渡辺麻美
ハトホーム 吉池まゆみ
ハトホーム 滝沢求美

施設通信

食育を通じて

ふじみ保育園

栄養士 本田美智代

毎年、四月に進級・新入した子ども達は、年間の活動を通して日々成長していきます。その活動の中のついに食育があります。ふじみ保育園では「食べるって楽しいね」の下に食べる喜びや意欲を育てることを食育方針とし、食育目標に①色々な食材を経験して、何でも食べよう。②食事のマナーを身につけよう。③自然の恵みや作ってくれた人への感謝の気持ちを持つ。を掲げて取組んでいます。子ども達が四季を通じて色々な体験をできるように計画を進めています。五月はそら豆のさやむき、豆の取出し、六月は枝豆もぎ、枝付の枝豆からサヤごともぎ取り、七月はとうもろこしの皮むき、皮むきと髭とりを二歳児クラスから五歳児クラスまでが体験し、子ども達が下ごしらえした食材はその日のおやつとして出しています。九月には四歳児クラスのお泊り保育で子ども達がカレーや焼きそばの食材を調理して皆で食べます。十月は芋掘り、十一月には、そのさつま芋で子ども達が焼き芋といも煮汁を作りま

す。焼き芋は、さつま芋を洗ってキッチンペーパーを巻きアルミホイルにぐるぐるで焼き火の中で焼いたり、調理室のオーブンで焼きます。芋煮汁は、さつま芋を洗い、皮を剥いて作ります。大根・人参・ほうろぎを各クラスで分担し、子ども達が材料を切り、切った材料は調理室で煮込みます。自分で切った芋煮汁を子ども達は「オイシイ！オイシイ！」と大満足です。十二月は、餅つきで、きな粉・ゴマ刻み海苔等を道明寺に付けて昼食を楽しみます。クリスマス会ではスポンジケーキに子ども達がクリームや果物、チョコスプレーなどで飾り付けし、おやつに食べます。二月には、三四歳児クラスがクッキーを作り、五歳児クラスにプレゼントしました。そのお礼として五歳児クラスが調理保育で作ったものを三四歳児クラスと一緒に食べます。今年ではデコレーションケーキを作り、みかん・イチゴ・キウイ等フルーツが盛りだくさんで子ども達も大喜びでした。また、各クラスの希望や意見を取り入れた調理保育としてケーキ作り、ホットケーキ作り、クレープ作り、クッキー作りなども行っています。この他にも季節に応じた行事等を通しての食事の楽しさや、野菜などを育てる栽培保育も行っていきます。このような活動を通して、食事の楽しさ、大切さ、作ることの大変さ、野菜等を育てる難しさ等を体験することで感謝の気持ち等が育まれるように取組んでいます。

村山苑 つぼみ保育園(平成二十六年)内部修繕工事完了報告

つぼみ保育園の建物は、乳児保育園と幼児保育園の統合により、平成十三年に現在の建物ができました。しかしながらその後「雨漏り」や外壁のクラック、内装関係での経年劣化等が目立ってきたことから、平成二十五年度は「外壁・防水等大規模修繕工事」、平成二十六年度は「床補修・他改修工事」と壁・建具等の補修を主とした「内部修繕工事」を実施いたしました。今回の修繕工事により建物関係の設備関係の修繕工事を残すのみとなりました。

今般実施いたしました「内部修繕工事」の概要は以下の通りです。
 (1)設計監理は地元の「株川保建築研究所」を選任
 (2)施工業者は指名競争入札の結果、「株大谷建興」が落札
 ① 十月二十九日(水) 現場説明会
 ② 十一月十三日(木) 指名競争入札
 (株大谷建興)が落札

一七、八二〇、〇〇〇円(税込)
 工期は十二月六日(土)～二月七日(土)までの約二ヶ月間、実際の工事にあたっては「保育」を行いながらの工事となる(園児のお昼寝時間帯は音を伴う工事は一切できないこと、また保

育室の工事の際にはホール等への引越シを行わなければならないこと等)ことから、工期については十分なゆとりをもって設定するとともに、園児の安全対策には万全を期することを何よりも重要な柱とすることを法人・設計監理・施工業者の三者での共通認識とし、工事に着手することといたしました。

また工事に先立ち、保護者の方々への説明や可能な範囲での「週間工程表」の提示を行いました。

約二ヶ月間にわたる内部修繕工事でしたが、工事期間中は心配された園児の事故もなく無事終了、二月七日には「引渡検査」を滞りなく終了することが出来ました。

この場をお借りし、様々なご協力ご支援をいただきました保護者・地域の皆様に改めて感謝申し上げます。



▲ 資格取得者 ▼

次の方々が新しく資格を取得されました。おめでとうございます。日々の業務に活かされ、ご活躍を期待しております。

〔社会福祉士〕

法人本部 相原 弘子
 野崎 礼

〔介護福祉士〕

ほんちようケアセンター 伊藤 佳代
 木村久美子
 根本 泉

ハトホーム

三井 裕子
 舟橋 沙知
 尾崎 政江
 鷹野 佳子
 相川亜希子
 池田 修子
 佐渡 悠希

〔介護支援専門員〕

在宅サービスセンター 高水 紀幸
 武間 二美

〔精神保健福祉士〕

ハトホーム 吉成 晋二
 福祉事業センター

〔幼稚園教諭二級〕

ふじみ保育園 五十嵐美江子

▲ あとがき ▼

今年は何年より桜の開花も早く、ところが満開を迎えた頃に雪が降るなど驚かされました。普段見ることのできない景色を見るこゝろが出来て感動を覚え、ある意味「奇跡」を感じました。4月に開設した相談支援室(きせき)も皆様と共に感動を共有できるように取組んでいきたいと思えます。
 (Y・A)

― 表紙の写真 ―

「山梨県苗吹市二宮」
 提供者(Y・A)

本紙は本人同意のもとに写真作品等を掲載しております。
 * * *

ご意見・感想等お気付きの点がございましたら、左記へお寄せ下さい。

平成二十七年五月吉日 発行
 東京都東村山市富士見町二丁目五
 社会福祉法人 村山苑
 発行者 品川 卓正
 印刷所 東京都同胞援護会事業局
 東京都墨田区両国四―一―八